

発議第2号

ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書案

ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官及び規制改革担当大臣宛て提出するものとする。

平成31年3月20日提出

提出者 和歌山市議会議員

吉本昌純

中尾友紀

宇治田清治

姫田高宏

山本忠相

山野麻衣子

## ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書案

国においては、平成28年7月、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、同年11月に中間報告書を取りまとめ、規制改革推進会議においても、一般のドライバーが利用客から運送対価を取って自家用車で利用客を送迎する、いわゆるライドシェアの本格導入に向けた検討が進められている。

ライドシェアは、普通二種免許や運行管理者の配慮も不要とされるなど、道路運送法で禁止されてきた、いわゆる白タク行為を合法化するもので、需給状況やドライバーによって運送対価が変動し、安定したサービスの提供が困難であることや、事業主体は一切運送にかかわる責任は問われず、事故等に関する紛争等は当事者間での解決になることなど、多くの問題点が識者等からも指摘されている。

このように多くの問題点を有しているにもかかわらず、ライドシェアが無秩序に展開されれば、結果的に利用者の安全・安心が担保されない事態が常態化するばかりか、全国に展開されれば、タクシー事業のみならず、路線バスや鉄道も含めた公共交通の存在が危機に陥り、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねないおそれがある。

少子高齢化が進展する中、本市においても、交通不便地域など、地域住民の移動の確保は喫緊の課題となっており、タクシーは、高齢者や障害者等の交通弱者にとって、介護や通院、買い物など、地域で日常生活を送るため、きめ細やかなドア・ツー・ドアができる交通手段として、社会生活や地域の経済活動を支える重要な役割を担うなど、地域におけるタクシー事業の重要性は、安全・安心かつ快適・便利な交通機関として、今後ますます高まることが予想されている。

よって、国においては、地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業者が、より安全・安心かつ快適・便利な公共交通機関として利用者にサービスが提供できるよう、安全・安心に大きな問題があるライドシェアの推進については、より慎重に審議されることを強く要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。